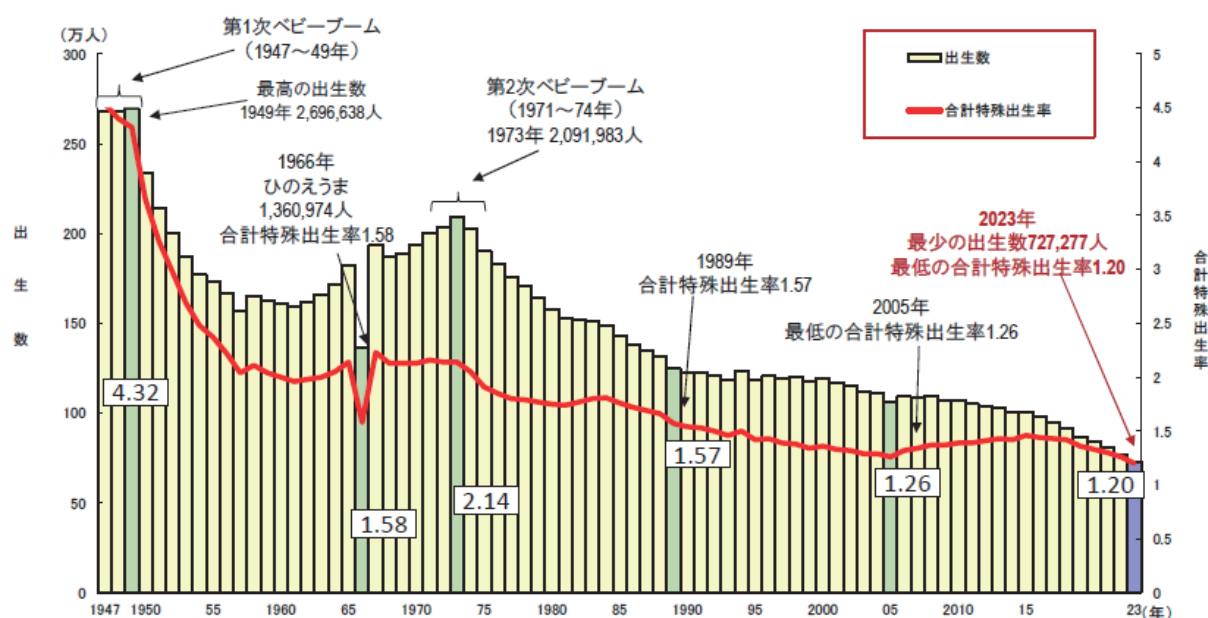


第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、1990（平成2）年のいわゆる「1.57 ショック¹」から本格的な少子化対策と子育て支援の取り組みがはじまりました。それまでは、子育ては家庭で行うことを第一義に、子育て（保育）に欠ける場合のみ公的なサービスを実施するというのが基本でしたが、1990年代以降、核家族化と共働き世帯の増加によって保育サービスの需要が増大し、少子化の進行と相まって、社会全体で子育てやこどもの育成を支え、安心してこどもを産み育てられるようにするための施策や環境整備の必要性が認識されるようになりました。

【全国 出生数と合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省 人口動態統計月報年計(概数)の概況

時を同じくして、国連では「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）²」が1989（平成元）年に採択され、わが国も1994（平成6）年に批准しました。「子どもの権利条約」は、18歳未満のこどもは守られる対象であるのみならず、生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利、参加する権利など、権利を持つ主体であることを明確にするものでした。

その後、子育て支援に関する様々な施策が打ち出され、安心してこどもを産み育てるための環境整備が進みました。2000（平成12）年以降の社会保障制度改革の流れのなかでは、子育て支援に関しても重要な施策と位置づけられ、増え続ける保育ニーズによっ

¹ 1.57 ショック：前年1989（平成元）年の合計特殊出生率が、戦後最低だった「ひのえうま」の1.58を下回ったことによる衝撃のこと。これを機に、国は少子化対策に本格的に取り組むこととなる。

² 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）：こどもの健やかな発達や主体性の尊重などをうたった国際条約。1989（平成元）年の国連総会で採択され、翌年発効した。日本は1994（平成6）年に正式に批准した。

て慢性化していた待機児童対策に本腰が入れられるようになりました。2015（平成 27）年には「子ども・子育て支援新制度³」のもとで、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画⁴」が全国の市町村で一斉に策定されました。さらにその後も、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援の充実が図られていますが、残念ながら少子化には歯止めがかかっていない現状があります。

一方、子どもの権利条約批准後も法整備は進まず、2022（令和 4）年ようやく「こども基本法⁵」が制定され、2023（令和 5）年 4 月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。これらの背景には、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である 18 歳や 20 歳で必要な支援が途切れることがないように、こども・若者育成といった視点が必要とされています。

こうした流れのなか、本市でも、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015（平成 27）年度には「第 1 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和 2）年度には「第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を推進してきました。このなかで、計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長できるまち伊賀市」としており、こどもの人権にも着目したその理念は、「こども基本法」にも通ずるものとなっています。

今後も、こども・若者の意見を聞き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、さらなる子ども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「伊賀市こども計画」を策定するものです。

³ **子ども・子育て支援新制度**：2012(平成 24)年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度。

⁴ **子ども・子育て支援事業計画**：「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき市町村が策定する計画で、5 年を 1 期とし、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっている。

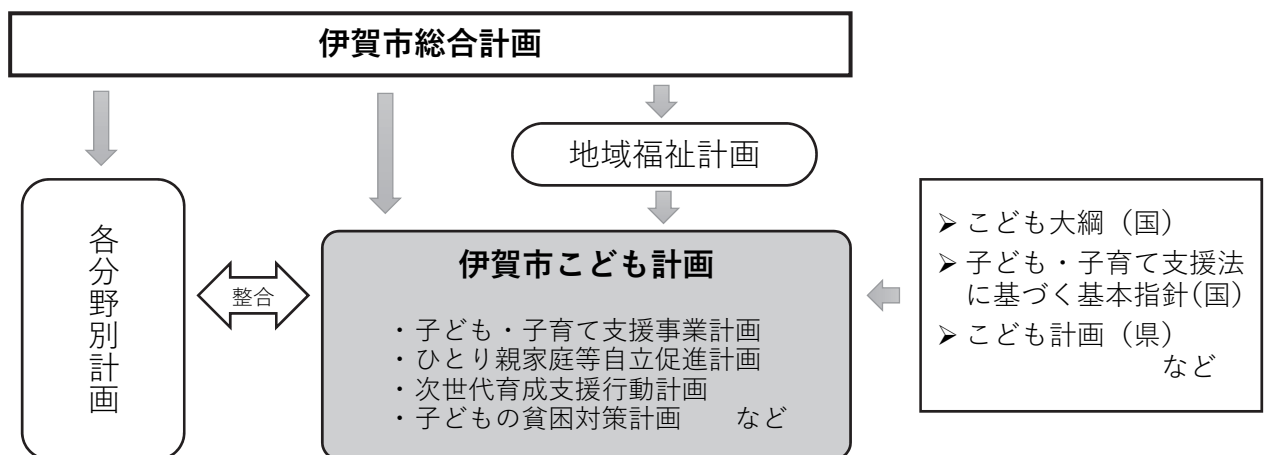
⁵ **こども基本法**：日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的とする法律。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念や、第9条に定める「こども大綱」を勘案し、伊賀市におけるこども・若者施策をなすものとして、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づけます。

加えて、本計画は、「子ども・子育て支援法⁶」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

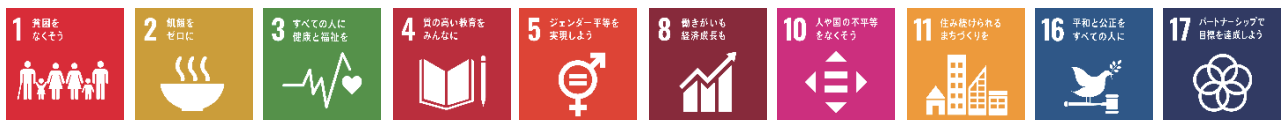
また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」「伊賀市障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。



さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法⁷」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法⁸」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律⁹」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置づけも含む計画として策定するものです。

これらとともに、明るい未来に向け、こども・若者を誰一人取り残すことなく、多様で包摂性のある社会をめざして、「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向けた取り組みとしても位置づけます。

【関連するSDGs】



⁶ 子ども・子育て支援法：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を行うとともに、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とする法律。

⁷ 母子及び父子並びに寡婦福祉法：すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。

⁸ 次世代育成支援対策推進法：日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するため施行された法律。企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

⁹ 子どもの貧困対策の推進に関する法律：こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、教育の機会均等を図ることなどを目的とする法律。

3. 計画の期間

本計画は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 か年を計画期間とします。

なお、こども・若者施策や子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2027（令和 9）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
第 1 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画					第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画					伊賀市こども計画 第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、「こども基本法」第 13 条及び「子ども・子育て支援法」第 72 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市こども未来応援会議」において協議を行いました。あわせて、「伊賀市子ども・子育て支援庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、こども及び保護者の意見を反映させるため、保護者へのアンケートを実施するほか、直接、こども・若者からの意見聴取を行いました。

さらに、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメント¹⁰を実施しました。

5. 年齢区分などの語句の定義

この計画においては、年齢区分などの語句の定義は次のとおりとします。

年齢区分等	定義
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの期間
学童期	小学校に通う期間
思春期	中学校に通う期間
青年期	高校生から概ね 35 歳未満
こども	「こども基本法」で規定されている内容と同様の「心身の発達の過程にある者」で明確に限定するものではなく、大人の対義的な意味で用いるもの
若者	こどもの期間に含まれるものではあるが、青年期を中心にこどもを捉える場合に用いるもの

¹⁰ パブリックコメント：市の政策の策定にあたり、策定しようとする政策についての趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く市民に公表し、公表した政策案に対する有益な市民の意見を政策に反映させること。